

都市公園を設置すべき区域の決定について

1 目的

令和6年11月に酒井土地区画整理事業の基盤整備工事が完成し、令和7年度末には換地処分を予定しています。

これに先立ち、令和7年3月に公園用地を施行者である酒井土地区画整理組合から市に引き継がれるため、令和7年度から整備を進めていきます。整備されるまでの期間の適切な管理や、都市公園の区域を広く一般に周知するため、都市公園法第33条に基づく区域の決定をし、利用者に親しまれる公園を目指すものです。

2 位置と計画

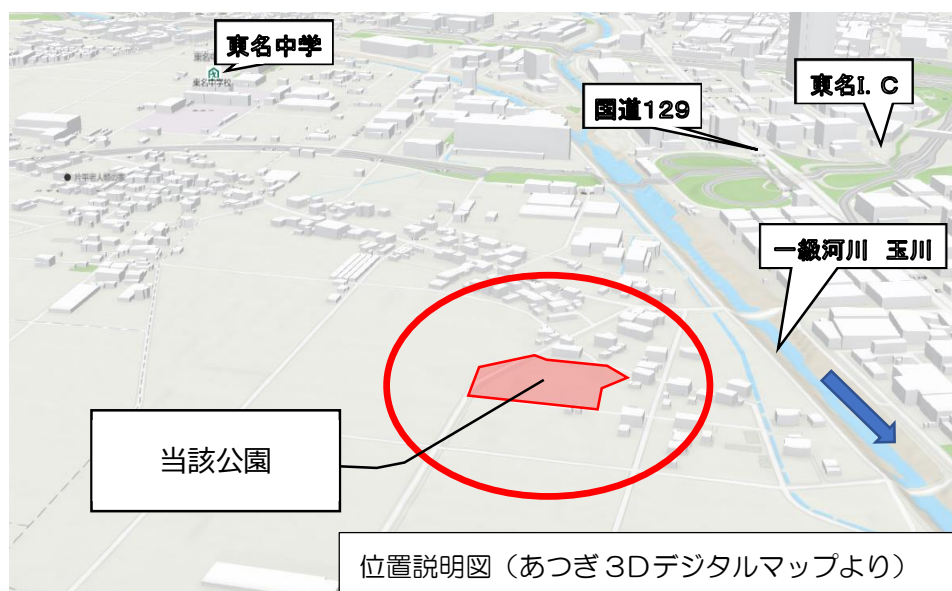
公園は、酒井土地区画整理事業施行地内の北側中央であり、都市計画道路酒井長谷線を含め、3方を市道に面しており、既存集落と産業用地の緩衝となる位置です。本来ならば産業用地として有効活用できる整形地を、組合をはじめ、地元自治会との協議により、防災機能を強化する公園の必要性から市で整備するものです。

公園の計画については、区画整理地内の公園として緑の基本計画にも位置付けており、地域住民や近接する就業者の憩いの場、災害時の一時避難場所としての機能を担う公園と期待されております。公園の高さについては、洪水浸水ハザードマップを参考に設定しております。

3 都市公園を設置すべき区域について

都市公園法第33条第1項の規定に基づき、地方公共団体は必要があると認めるときは、都市公園を設置すべき区域を定めることができるため、次の区域を同条第5項の規定により議会に諮るものです。

- (1) 都市公園を設置すべき区域 厚木市酒井地内（位置説明図及び位置図参照）
- (2) 都市公園の種類 街区公園
- (3) 都市公園の面積 5,267 m²



位置図

N
S = 1/2, 500

都市計画道路酒井長谷線

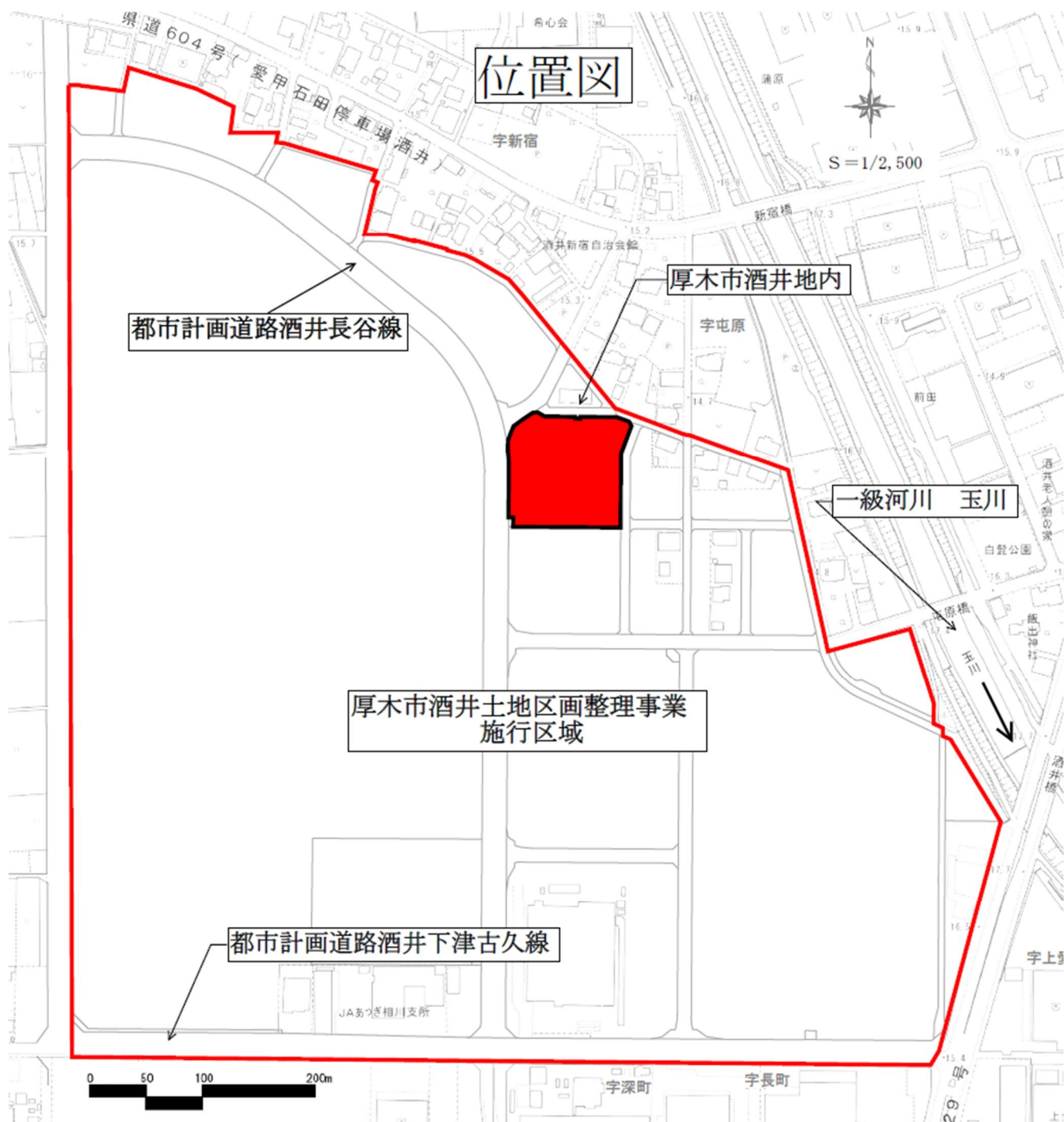
厚木市酒井地内

一級河川 玉川

厚木市酒井土地区画整理事業
施行区域

都市計画道路酒井下津古久線

0 50 100 200m



4 關係法令

都市公園法第2条第1項及び第33条第1項、第4項、第5項

◇ 都市公園法第2条第1項

この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公共施設を含むものとする。

都市計画施設（都市計画法第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設をいう。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第 2 項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

◇ 都市公園法第33条第1項

地方公共団体は、必要があると認めるときは、都市公園を設置すべき区域を定めることができる。

同法同条第4項

第一項又は第二項の規定により都市公園を設置すべき区域が決定され、その旨が公告された後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、当該都市公園を設置しようとする地方公共団体又は国が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、第二条の三、第四条、第五条、第六条から第十二条まで、第十三条、第十四条、第十九条、第二十五条から第二十八条まで及び前条の規定は、当該区域(以下「公園予定区域」という。)又は当該公園予定区域内に設けられる施設で公園施設となるべきもの(以下「公園施設」という。)について準用する。

同法同条第5項

地方公共団体は、第一項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

5 事業スケジュール

[illegible]